

飲酒運転しない、させない。

NO
飲酒運転

飲酒+運転=
人生転落

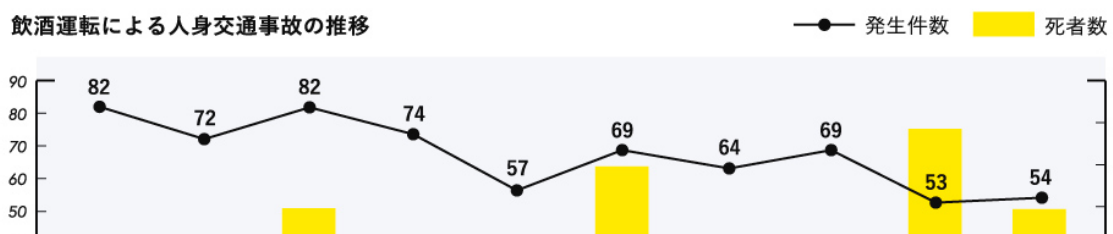
飲酒運転による交通事故は
平成19年の飲酒運転厳罰化、平成21年の行政処分強化などにより
年々減少しているものの近年では下げ止まり傾向にあり
依然として飲酒運転による悲惨な事故は後を絶ちません。

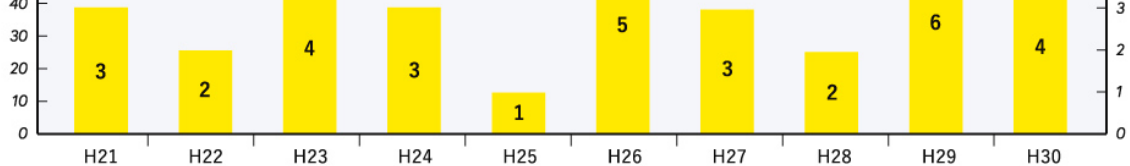
検問

熊本県内での 飲酒運転事故の実態

10年間で県内での飲酒運転事故件数は減少しているものの
死亡事故にもつながっており根絶には程遠い状況です。
一人一人が意識を高く持ち、自身だけでなく家族・友人など互いに注意をして
飲酒運転撲滅を目指しましょう。

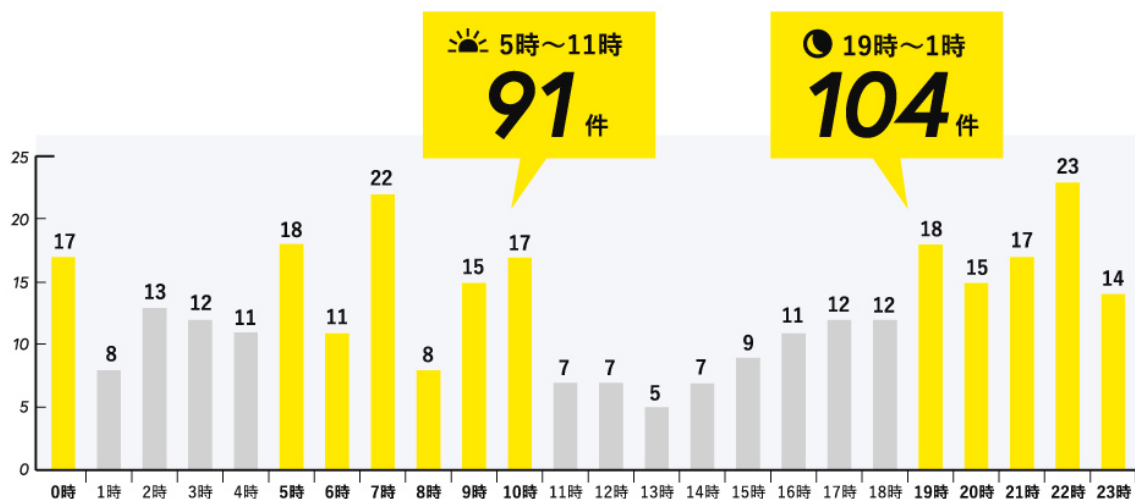
飲酒運転による人身交通事故の推移





飲酒運転による時間帯別の事故発生件数

(平成26年から平成30年累計)



19時から1時の6時間で104件

5時から11時の6時間で91件発生しています。

時間帯に関係なく、飲酒運転や二日酔い運転による交通事故は多く発生しています。

特に注意していただきたいのは、お酒を飲み過ぎた場合、飲酒会合のあとタクシーや代行で帰宅したから大丈夫という訳ではないという点です。

翌朝、体にお酒が残った状態での通勤時間帯における飲酒運転いわゆる二日酔い運転での交通事故も多く発生しており、同時時間帯の飲酒検問により検挙されるケースも目立っています。

少し睡眠をとったからといってアルコールが抜け切れている訳ではありません。

朝早くから運転をされる方は、出勤前に少しでもお酒が残っていると感じた場合は絶対に車を運転しないよう、職場やご家族を含め注意していただきたいと思います。

翌朝、体にお酒が残った状態での

二日酔い運転での交通事故も多発

職場やご家族を含め注意していただきたいと思います。



自分を疑え。

その、“まさか”は起こります。

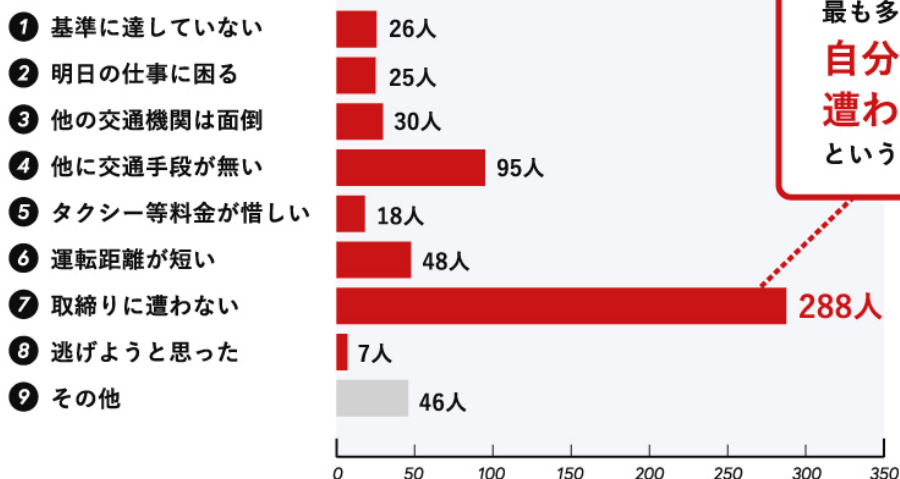
飲酒時には、安全運転に必要な情報処理能力、
注意力、判断力などが低下している状態になります。
飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。

年間検挙件数 583件

上記は平成30年中に飲酒運転で検挙された件数です。

平成30年熊本県内での 飲酒運転による検挙の統計 (平成30年熊本県飲酒運転実態調査調査結果による)

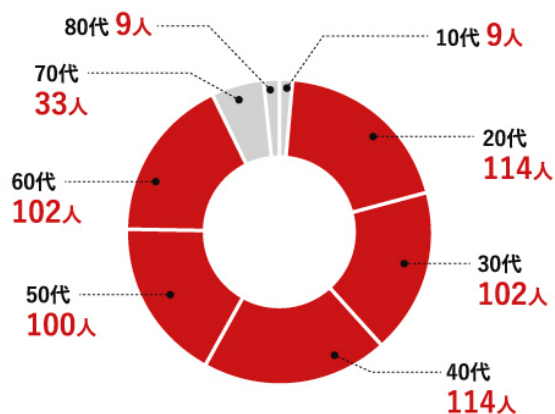
飲酒運転をした動機



最も多い動機は

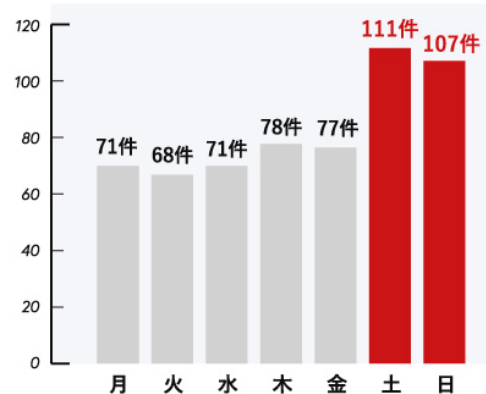
**自分は取り締まりに
遭わないだろう**
という理由です。

年代別



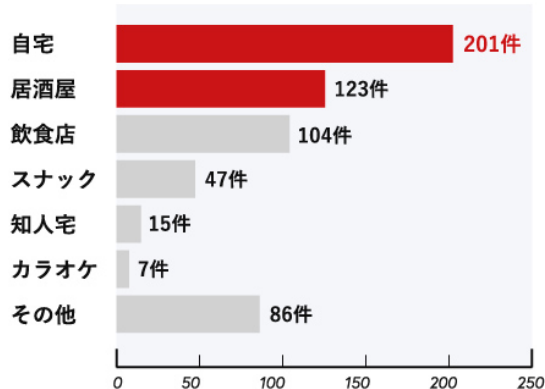
20代～60代まで
それぞれ**20%**

曜日別



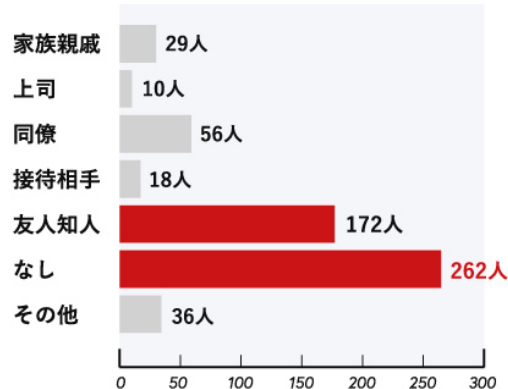
土曜日、次いで日曜日
週末に多発

飲酒先別



自宅が最多
次いで居酒屋

飲酒相手



全体の40%以上が
単独での飲酒

上記の統計データによると

週末にご自宅や、一人で飲んだ時
最も多く飲酒運転が行われています。

罰則・行政処分について

運転者に対する処分

飲酒運転の種類	運転者の状態	罰則	違反点数
酒酔い運転	アルコールの影響により正常な運転ができない状態	5年以下の懲役 または100万円以下の罰金	35点 (免許取消、欠落期間3年)
酒気帯び運転	呼気のアルコール濃度0.25mg以上	3年以下の懲役 または50万円以下の罰金	25点 (免許取消、欠落期間2年)
	呼気のアルコール濃度0.15mg以上0.25mg未満	3年以下の懲役 または50万円以下の罰金	13点 (免許停止90日間)

※前歴及びその他の累積点数がない場合

運転者以外にも厳しい処分がまっています

車両の提供者	酒類の提供者	車両の同乗者

酒酔い運転

5年以下の懲役
または100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役
または50万円以下の罰金

酒酔い運転

3年以下の懲役
または50万円以下の罰金

酒気帯び運転

2年以下の懲役
または30万円以下の罰金

酒酔い運転

3年以下の懲役
または50万円以下の罰金

酒気帯び運転

2年以下の懲役
または30万円以下の罰金

協力機関

一般社団法人 熊本県指定自動車教習所協会

一般社団法人 熊本県交通安全協会



熊本県警察
KUMAMOTO PREFECTURAL POLICE

飲酒運転しない、させない。



熊本県警察本部交通部交通企画課

Tel.096-381-0110

CopyRights Kumamoto Prefectural Police